

平成 22 年 11 月 8 日

## 第一回 船橋市総合計画審議会 資料

<u>I 後期基本計画策定について</u>	--1
<u>II 総合計画審議会について</u>	--4
<u>III 平成20年度の調査研究について</u>	--6
<u>「船橋市基本計画策定に係る調査研究 平成20年度 報告書」の概要</u>	--6
<u>IV 平成21年度の調査研究について</u>	--12
<u>「船橋市 新基本計画に係る市民アンケート調査 報告書」の概要</u>	--12
<u>「新基本計画策定のための 船橋市市民会議 報告書」の概要</u>	--35
<u>「船橋市まちづくり提案 募集結果について」の概要</u>	--47
<u>「新基本計画策定準備に向けた 職員プロジェクト 報告書」の概要</u>	--49
<u>「船橋市の地区別ポテンシャル調査 報告書」の概要</u>	--58
<u>「船橋市新基本計画策定方針」</u>	--62

## I 後期基本計画策定について

### I-1 総合計画の構成

- ・「基本構想」は目指しているまちづくりを実現するため、将来の船橋市のあるべき姿を示しています。
- ・「基本計画」は基本構想に基づき市政運営を計画的に進めるため、施策を体系的にまとめています。
- ・「実施計画」は、基本計画に示した施策を計画的・効率的に実施するため、具体的な事業を示しています。

**基本構想** 目標年次：平成32年

基本理念：生き生きとした  
ふれあいの都市・ふなばし

**基本計画**

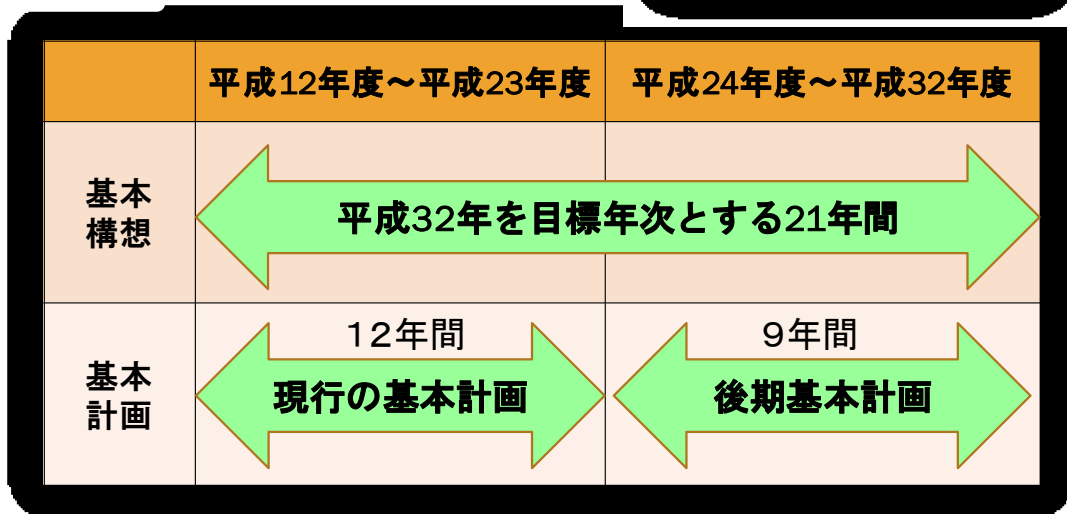
現行の計画期間：平成12～23年度  
後期基本計画期間：平成24～32年度

**実施計画**

基本計画を計画的に推進するための具体的な事業計画

**予算編成・事業執行**

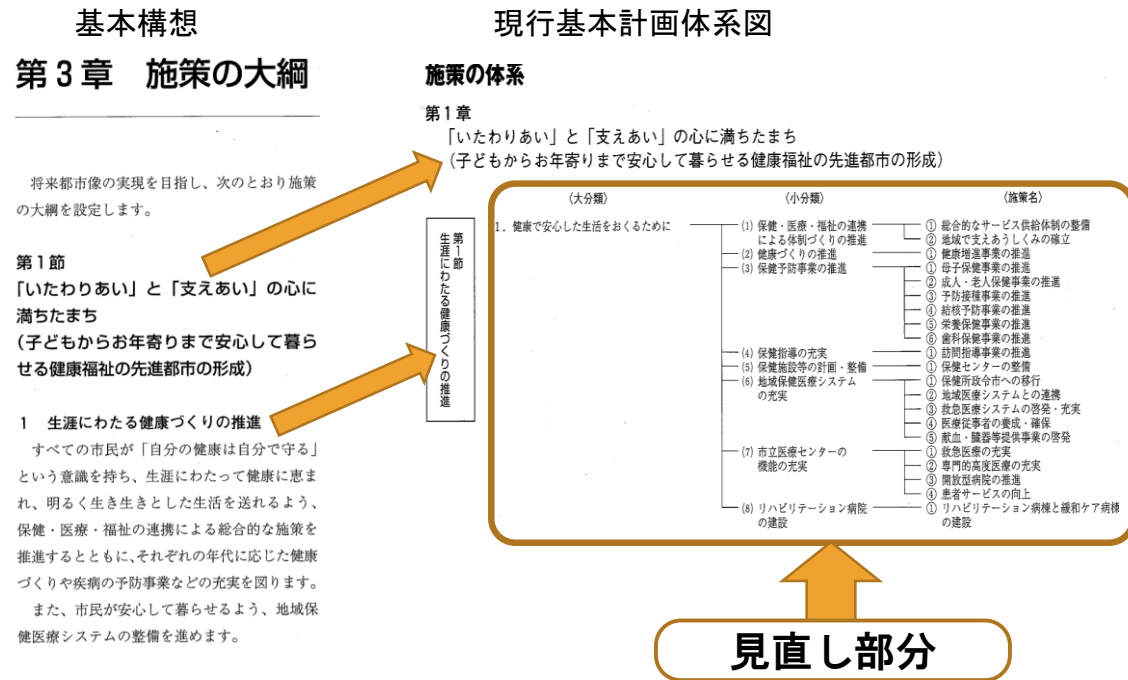
計画期間



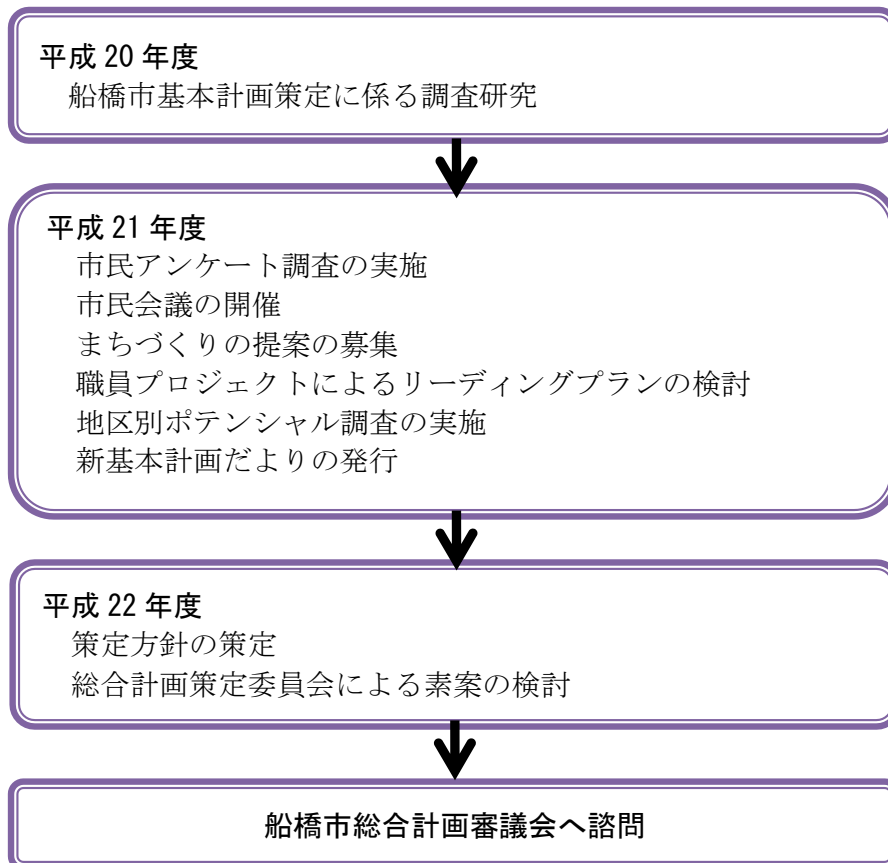
基本構想における6つの将来都市像

- 1 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち
- 2 いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち
- 3 文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち
- 4 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち
- 5 都市の活力を生み発展し続けるまち
- 6 新時代を開く「創意」と「意欲」にあふれるまち

I - 2 基本計画の見直し範囲



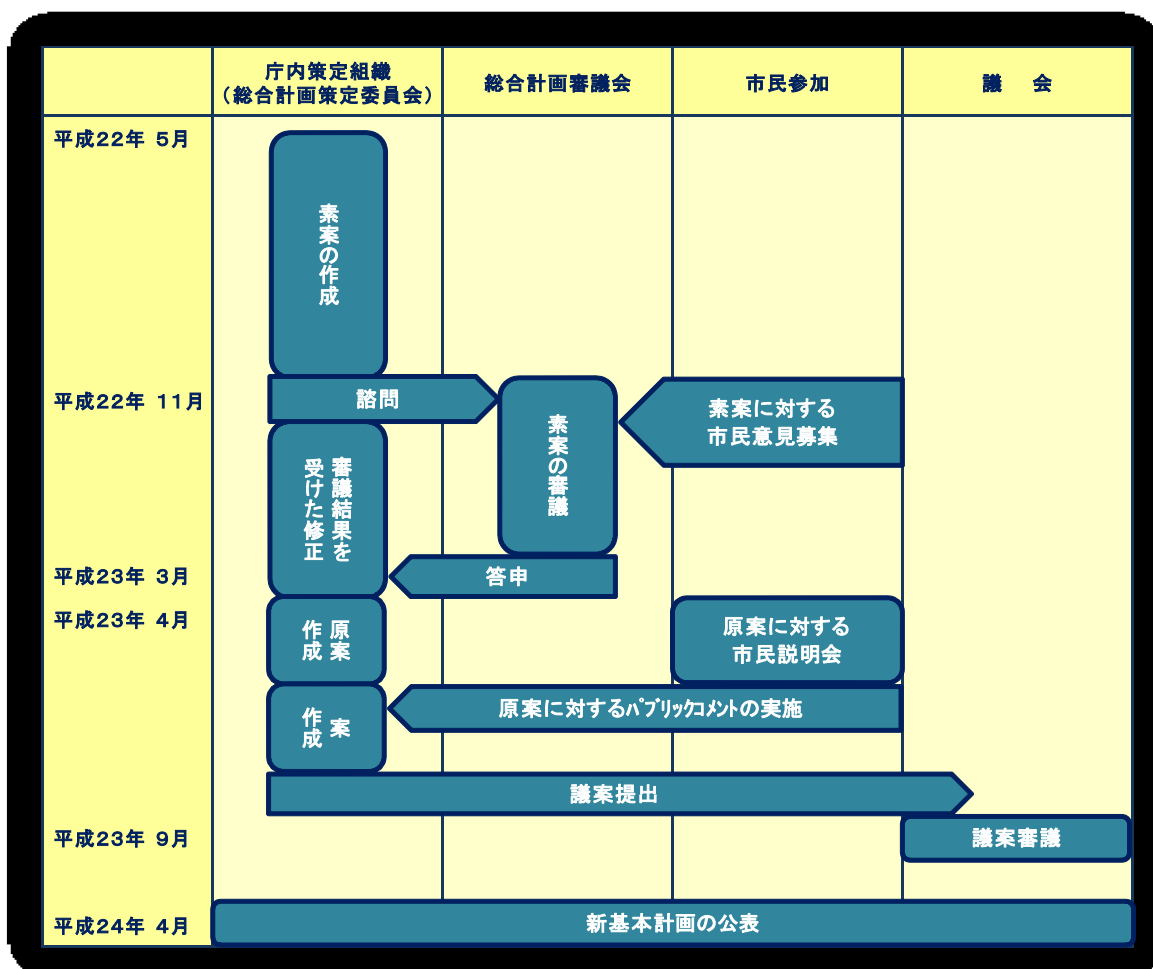
I - 3 策定経過



I-4 計画書の構成

序論	計画の概要	計画の策定の背景、計画の位置づけや計画期間について記載
	計画策定にあたって	社会経済動向などの現状と課題や人口推計結果を含む計画の基本的条件について記載
基本計画	リーディングプラン	分野横断的な課題に対する取組みについて記載
	分野別計画	基本構想における施策の大綱に基づいた行政施策を各分野別に記載
基本構想	平成12年3月議決された平成32年までの基本構想（変更なし）	

I-5 策定までのスケジュール



## Ⅱ 総合計画審議会について

### Ⅱ－1 船橋市総合計画審議会条例

#### 船橋市総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 市の総合計画に関し、必要な事項を調査、審議するため、船橋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員（前条第 2 号に掲げる委員を除く。）は、委嘱時における職を離れたときは、それぞれ解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第 6 条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

(船橋市総合開発審議会条例の廃止)

2 船橋市総合開発審議会条例（昭和 35 年船橋市条例第 13 号）は、廃止する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年船橋市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## Ⅱ-2 船橋市総合計画審議会スケジュール

	主な内容(案)	時期の想定	時間帯	会場
第1回	・委嘱状交付、会長・副会長選出、諮問 ・20～21年度実施の準備調査の概要報告 ・序論(課題認識、将来人口推計等)について	11月8日(月)	14:00 ～ 17:00	市役所9階 第1会議室
第2回	・分野別計画 第1～2章について	11月18日(木)	14:00 ～ 17:00	市役所9階 第1会議室
第3回	・分野別計画 第3～4章について	12月16日(木)	18:00 ～ 20:00	市役所9階 第1会議室
第4回	・分野別計画 第5～6章について	1月12日(水)	18:00 ～ 20:00	市役所9階 第1会議室
第5回	・分野別計画 第7章について ・リーディングプランについて	1月26日(水)	18:00 ～ 20:00	市役所9階 第1会議室
<b>修正案の作成のためのインターバル</b>				
第6回	・答申案の検討 (分野別計画、リーディングプランの修正案について)	3月3日(木)	18:00 ～ 20:00	市役所9階 第1会議室
第7回	・答申	3月最終週	午前 OR 午後	市役所9階 第1会議室

### Ⅲ 平成 20 年度の調査研究について

#### 「船橋市基本計画策定に係る調査研究 平成 20 年度 報告書」の概要

##### 1. 調査研究の目的

基本計画（平成 24～32 年度）の策定にあたり、各種データなどに基づく現状分析から、都市としての課題を整理し、都市経営の基本的な方針や基本計画の策定手法について、調査研究する。

##### 2. 委託業務の内容

###### （1）基本計画策定に向けた現状分析

船橋市の現状分析を行うために、大都市近郊都市（人口概ね 35 万人以上）について、社会経済データを比較分析し、関係者に対しキーパーソン・ヒアリングを行った。

###### （2）現行の基本構想・基本計画の進捗状況の点検と評価

現行の基本構想・基本計画の施策の進捗状況を把握し、評価を行うため、各所属ごとに自己評価による進捗状況調書を提出し、その結果を積み上げて施策の進捗状況を確認した。

###### （3）将来の見通し

マクロ的な社会経済の動向及び産業動向等について考察した上で、船橋市における人口推計、就業人口の中長期の予測を行った。

###### （4）船橋市のまちづくりにおける課題の整理

上記調査に加え、職員意識調査や庁内ヒアリングの実施により、課題の整理を行った。

###### （5）基本計画策定に向けた基本方針等の提案

今後の策定方針の確立に向け総合計画の構成やあるべき姿、数値指標の取扱い、市民参加の手法と成果の活用方法、進行管理、及び策定の工程について調査研究を行った。

###### （6）調査結果を踏まえた方向性

平成 20 年度の調査研究業務のまとめとして、市のまちづくりの課題と方向性、並びに基本計画のあるべき姿についての提案を作成した。

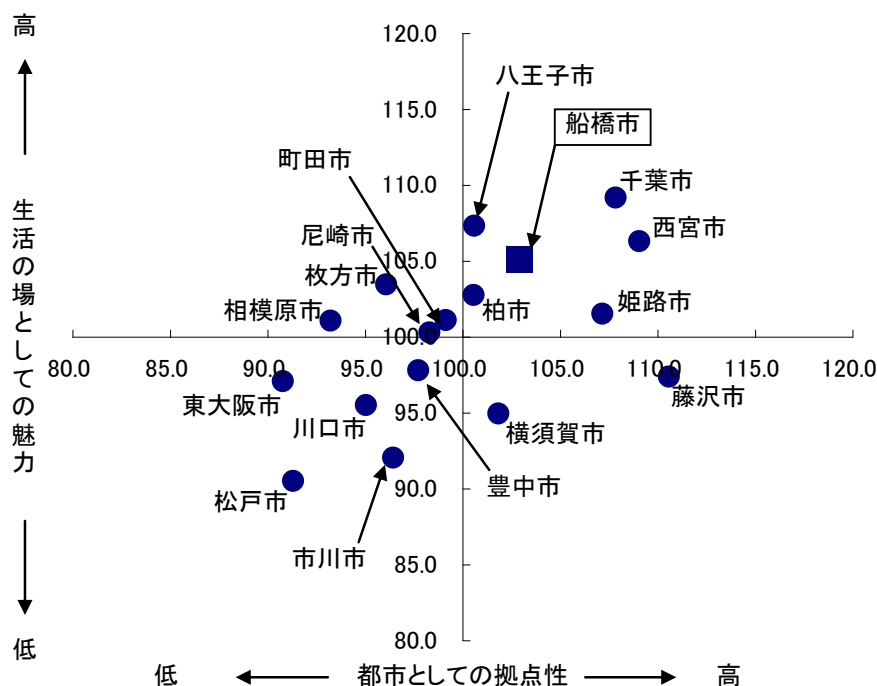
### 3. 調査結果

#### 第1章 基本計画策定に向けた現状分析

##### <大都市近郊市16市比較から>

- ・市の人口の自然増は、3カ年平均で他市平均の約2倍の伸びを示している (P5)
- ・市の人口の社会増は、3カ年平均で他市平均の約6倍の突出した伸びを示している (P6)
- ・昼夜間人口比や就住比をみると、市はベッドタウンの性格を持つといえる (P12, 13)
- ・市内従事者には、ホワイトカラー（事務）、サービス業事業所には運輸・医療福祉系が多く、情報通信・不動産は少ない(P17, 23)
- ・市内の開業率・廃業率は、ともに他市平均からみて高く、新陳代謝が進んでいる (P18)
- ・卸売業従業者一人当たり年間販売額が高く、効率的な卸売業が営まれているといえる (P20)
- ・改良済み道路延長率・都市公園面積は、他市水準にくらべかなり低い (P25, 27)
- ・市民千人当たりの公民館床面積はトップクラスである (P32)
- ・新設住宅着工数は他市水準の1.7倍で住宅開発のニーズが高いといえる (P42)
- ・住宅地平均地価はやや低く、これも着工戸数の増につながっていると思われる (P46)
- ・大型小売店床面積は平均を上回っているが、飲食店の集積は少ない (P50)
- ・人口千人あたりの医師数は水準値の7割程度と少ない状況である (P57)

参考：船橋市の相対的な位置 (P68)





＜キーパーソンヒアリングより＞

- ・まちづくりの方向性としてはコンパクトな都市づくりに向け、良好な居住環境と利便性が求められている（P80）
- ・土地利用都市計画については、南北軸の道路整備が喫緊の課題であるとされている（P80）
- ・商業については船橋駅周辺の回遊性、工業については水辺に親しむためのアメニティ性を高めることが必要とされている（P80, 81）
- ・市民協働・住民参加については、多様化する市民のライフスタイルにこたえられない参加の仕組みやコミュニケーションの充実が必要とされている（P81）

第Ⅱ章 現行の基本構想・基本計画の点検と評価

- ・各所属ごとに提出のあった進捗状況調書をまとめると、自己評価では51の大分類施策のうち約75%の38項目において概ね順調に進捗している（P88）
- ・第1章 健康・福祉分野では、施設整備等はおおむね順調であったが、横の連携が課題である（P89）
- ・第2章 環境分野では、環境保全、安心・安全面ではおおむね順調ではあるが、水と緑のネットワークの形成など自然と共生した都市環境の創造にやや遅れが見られる（P90）
- ・第3章 教育・文化分野では、義務教育、生涯学習、文化芸術の各分野で概ね順調ではあるが、学校の耐震診断、スポーツ施設関係の整備面では遅れが見られる（P91）
- ・第4章 産業分野では、漁業・農業、及び消費生活分野はおおむね順調であるが、商業・工業・観光の振興分野において、海辺の基盤整備や振興策の遅れなどがみられる（P92）
- ・第5章 都市基盤整備分野では、下水道は進捗し、駅のバリアフリー化、市街地再開発事業などにおいて一定の成果が見られるが、依然として、海辺環境や下水道・幹線道路の整備、交通需要マネジメント、土地区画整理事業など、全般的に遅れている（P93）
- ・第6章 市民参加・地域社会分野では、市政懇談会の実施や市民活動サポートセンター、公共施設予約システムなどの成果があげられる一方、高度情報化社会の構築や協働のまちづくりについては遅れが見られる（P94）
- ・第7章 行財政運営分野では、中核市への移行、各種行政改革の取組や船橋駅前総合窓口センターの開設が成果といえるが、各部門の企画財政機能は十分ではない（P95）

※ 評価における今後の課題（P109-111）

1. 可能な範囲での基準の明確化、評価調整の場の設定による評価共有
2. 計画の進行管理という側面からも客観指標の設定について検討が必要

### 第Ⅲ章 将来の見通し

人口構成においては国では、総人口の減少と少子高齢化の進展により人口の減少による税収の低下も懸念される。

船橋市の人口推計としては、平成40年頃まで人口は緩やかに増加するものの少子高齢化は進む、このような中、労働者人口としては、緩やかに増加し、労働力率は維持すると予測した。なお、市の予測との相違も分析した。(P143)

### 第Ⅳ章 船橋市のまちづくりにおける課題の整理

#### <職員意識調査を実施した中で主なものとしては>

- ・総合計画書をほとんど読んでいない職員が約63%で特に若手の職員に多い (P175)
- ・これから高めるべきイメージとしては快適な環境 (P177)
- ・現状の施策で満足度が低く重要度が高い、力を入れるべきとの認識があるものは (P180)
  - 安全で快適な交通体系の整備
  - 環境負荷の少ない資源循環社会の構築
  - 効率的で市民に分かりやすい行財政運営
- ・市の強みとしては東京に近接する立地条件と鉄道の利便性。他には、人口構造の若さ、自然、農業・漁業が息づいていること、海に面していることなどが挙げられた (P181)
- ・市の弱みとしては道路交通網のぜい弱さ。他には、都市イメージの希薄さ、下水道等基盤整備の遅れ、文化施設の弱さ、行政運営の保守的さなどが挙げられた (P184)

#### <市内ヒアリングの実施からの市の課題>

- ・「市のイメージの確立」、「道路交通網の整備」、「良好な居住環境の整備」などが今後の市の課題とされた (P164-167)
- ・また、開発にあっては、選択される都市にむけて「土地利用のメリハリ」、「環境保全と都市開発のバランス」、「資源としての海の活用」、「開発による都市のイメージアップの方向付け」が必要である (P164-167)

## 第V章 基本計画策定に向けた基本方針等の提案

### 1. 基本計画の計画期間（P220）

基本計画：9年間（H24～H32）＊必要により中間年次に見直しを行う

### 2. 総合計画策定における市民参加（P234）

①市民ニーズの多様化、②市民の参加意識（まちづくりの意識）の高まり、③行政サービスの効率化の観点から必要不可欠である。

### 3. 市民参加の手法（P238）

#### （1）総合計画策定における市民参加の手法

##### ①計画の立案過程

市民意識調査、団体等のヒアリング、地区懇談会、市民提案の募集、市民討議会（プラーヌクスツェレ）等がある。

##### ②計画の決定過程

総合計画審議会への参加、パブリックコメントが有効と判断する。

#### （2）市民参加に関連する活動メニュー

計画策定プロセスの公開、計画策定後の周知、まちづくりへの関心への喚起をする。

### 4. 総合計画の進行管理（P245）

総合計画に基づいて、計画的なまちづくりを進めるには、成果志向の進行管理、行政評価システムが必要不可欠である。

（1）行政評価システムは、総合計画の進行管理の観点だけでなく、新しい行政マネジメントシステムの構築という観点からも取り組んでいく必要がある。

（2）行政評価の実効性確保には、「行政評価の結果を Action に結びつける意思決定システム」とするため、庁内分権の考え方が必要である。

（3）時間のかかる、精密で複雑な制度構築より、簡明な評価制度を立ち上げ、補強・改善によって、実効性を高めるアプローチが有利である。

### 5. 基本計画策定の工程（P250）

（1）21年度に市民意見を聴取して、課題を検討・整理し、策定方針を確立する。

（2）22年度は、庁内体制を整備し、素案を作成して総合計画審議会で検討する。

（3）23年度は、パブリックコメントを実施して、議決後に実施計画を作成する。

6. 船橋市が目指すべき都市の姿 (P251)

「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」のもと、市民の生活の付加価値を高めることにより「住みたい」と思えるまちづくりのために、「付加価値の高い生活を実現できる都市—新しい都市型生活文化の創造」を目指すべき都市像として提案する。

第VI章 調査結果を踏まえた方向性

1. 船橋市のまちづくりの課題としては以下の2点に整理する。(P254)

- (1) 船橋市のまちづくりでは、「生き生きとしたふれあいの都市」を基調としながらも、そこにプラスアルファの価値を付加していくことが重要であり、突出した特徴を創出していくことが求められる。
- (2) 高い持ち家率など、市民の定住志向が強い都市としても考えられる。市民が快適・便利で安心できる日常生活をおくることのできる環境改善とニーズへの対応もまちづくりの重要な取り組みの一つである。

2. 基本計画のあるべき姿について (P255)

- (1) 「らしさの創出」や「市の魅力」など「**重点の明確化**」
- (2) 成果指標の設定や評価システムの確立など「**実効性の担保**」
- (3) 平易で簡潔な理解しやすい計画と同時に、構成上の「**分かりやすい計画**」
- (4) 計画策定段階からの「**市民との協働によって策定する計画**」